

楽天モバイル アドレス帳・写真移行サービス（一時お預かり）利用規約

（サービス構成）

- 1 楽天モバイル株式会社（以下「当社」という）は、「楽天モバイルアドレス帳・写真移行サービス（一時お預かり）利用規約」を定め、本規約に基づき「楽天モバイルアドレス帳・写真移行サービス（一時お預かり）」を提供します。
- 2 楽天モバイル アドレス帳・写真移行サービス（一時お預かり）利用規約は、「スマートフォンデータコピーサービス利用規約編」と「携帯電話レンタルサービス利用規約編」で構成します。

スマートフォンデータコピーサービス利用規約編

（目的）

- 第1条** 当社は、「スマートフォンデータコピーサービス利用規約編」（本編では以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づき「スマートフォンデータコピーサービス」（本編では以下「コピーサービス」といいます。）を提供します。

（本規約の範囲、変更）

- 第2条** 本規約は契約者と当社との間のコピーサービスに関する一切の關係に適用します。
- 2 当社が必要に応じて契約者に通知、又は当社のホームページ(<http://mobile.rakuten.co.jp/policy/>)などにて公表するコピーサービスの利用に関する取り決めは、本規約の一部を構成します。
 - 3 当社は、本規約の全部又は一部(当社のホームページで公表する取り決めを含む)を契約者の承諾を得ることなく、変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、変更又は廃止については、ホームページでの公表または当社が別に定める方法により契約者に通知します。

（定義）

- 第3条** 本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	コピーサービスの利用を希望する者で以下の条件を合うものとしします。 ・当社が提供する「楽天モバイル SIMサービス利用規約」の契約者である。 ・当社から当社が指定するスマートフォン（以下、「新端末機器」といいます。）を購入したもの。 ・当社が指定する端末機器（以下、「旧端末機器」といいます。）を有しているもの。
新端末機器	別表 1 で定めるスマートフォンでAndroid製OSであるものとしします。
旧端末機器	別表 1 で定めるものとしします。
端末機器	新端末機器及び旧端末機器をいいます。
契約者	当社とコピーサービスに関する契約（本編では以下「本契約」といいます。）を締結している者としします。
コピーサービス	契約者の旧端末機器に保存されているデータ（別表 2 に定めるものとしします）を新端末機器にデータコピーするサービスをいいます。

（提供するサービス）

- 第4条** コピーサービスの詳細な内容および提供条件は、別表に定めます。

- 2 当社はコピーサービスの提供にあたり、そのデータコピー作業を当社が定めるもの(本編では以下、「作業事業者」といいます)に委託します。
- 3 コピーサービスの提供地域は日本国内とし、かつ当社が別途定めるサービスが可能な地域とします。
- 4 コピーサービスに係る作業終了後、契約者は、実施内容が適正であるかを確認し、適正である場合、当社所定の方法により完了確認を実施します。また、その確認をもってコピーサービスの提供を完了したものとします。
- 5 当初の見積もりは概算であり、サービス提供において別途料金が発生する場合があります。

(コピーサービスの提供条件)

- 第5条** 当社は、本契約の申込者又は契約者が以下の規定及び別表に定める条件を全て充たす場合にのみ、コピーサービスを提供します。
- 2 当社又は別途指定する作業事業者による作業等の実施の時点で、作業等に必要なID、パスワード、ライセンス及びプロダクト等が用意されていること。

(通知及び同意の方法)

- 第6条** 当社から契約者への通知は、本規約に別段に定めのある場合を除き、コピーサービス経由の電子メール、コピーサービス上の一般掲示、またはその他当社が適当と認める方法により行います。
- 2 前項の通知が電子メールで行われる場合、契約者の電子メールアドレス宛に発信し、契約者の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって契約者への通知が完了したものとみなします。
契約者は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、契約者がそのサーバーに配置された電子メールを画面上に表示し、内容を熟読して、確認することをいいます。
 - 3 第1項の通知がコピーサービス上の一般掲示で行われる場合、当該通知が本サービスのウェブページ上に掲示され、契約者が当該ウェブページにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって契約者への通知が完了したものとみなします。
 - 4 当社は、第2項、第3項の方法により利用者に通知を行った場合、通知後、契約者が本サービスを利用した時点で、同通知の内容について利用者の同意を得たものとみなします。
 - 5 当社が第2項、第3項で行う利用者に対する通知は次のとおりであり、これらの通知が行われることに同意するものとします。
 - (1) 本サービスについて全契約者に対して行われるお知らせ
 - (2) 本規約の改定に関するお知らせ
 - (3) 個々の契約者に有益と思われる本サービス及び関連するサービス、商品、お知らせ等の情報
 - (4) その他、本サービスをご利用いただくうえでの注意、お知らせ等、当社が必要と認めた周知に関する事項

(コピーサービスの利用申込)

- 第7条** 申込者は、当社所定の手続きを経たうえで、本規約の内容を承諾し当社に申込むものとします。

(利用申込の承諾)

- 第8条** 当社は、コピーサービスに関わる契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。承諾により、申込者との間で本契約が成立します。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。
- 2 当社は、申込者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が実在しないとき又はそのおそれがあるとき
 - (2) 申込時に虚偽の事項を申告したとき
 - (3) 申込に係る内容が、コピーサービスの範囲外である場合、またはコピーサービスの提供条件を充たさないとき
 - (4) 当社の業務運営上その申込を承諾することが著しく困難なとき
 - (5) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為を行う又は行う恐れがあると当社が判断したとき
 - (6) 申込者が、過去に当社が提供するその他サービスにおいてその利用規約等に違反したことがあると

き

- (7) 申込者が、当社が提供するその他サービスの料金等の支払いを現に怠り又は怠る恐れがあるとき
- (8) コピーサービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (9) その他、申込者がコピーサービスを利用することについて不適当であるとき

3 本契約の成立後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社は本条に定める承諾を取り消すことができるものとします。

(申込内容の変更)

第9条 契約者は、第7条（コピーサービスの利用申込）に基づき当社に申込みしたコピーサービスの作業等の内容又は端末機器等の変更等がある場合については、当社所定の手続きに従って、速やかに当社に通知しなければなりません。

2 前項に定める当社への通知を受けた場合、当該通知の時期によって当社は次のとおりと取り扱うものとし、契約者は定められた料金を支払うものとします。

- (1) 本規約に基づく端末機器及び携帯電話レンタルサービス利用規約編に基づく機器等の発送を契約者宅宛にする前日まで
契約者の料金負担はありません。
- (2) (1)の日より後で当社がコピーサービスに係る作業する前日まで
端末機器を契約者宅とサービス提供場間を移送するため運送費(往復分)
- (3) (2)の日より後の日である場合
料金表で定める基本料金と同額の料金を支払うものとします。

3 当社は、契約者から申込み内容の変更の通知を受けたときは、前条の規定に従って取り扱います。その場合、当社は、当初の申込み内容に基づき当社が承諾したコピーサービスの完了予定日又は提供料金等の全ての契約内容の変更をします。

(契約者が行う本契約の解除)

第10条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社所定の手続きに従い、速やかに当社に通知するものとします。

2 前項に定める当社への通知を受けた場合、当該通知の時期によって当社は次のとおりと取り扱うものとし、契約者は定められた料金を支払うものとします。

- (1) その通知を当社が受領した時期が、本規約に基づく端末機器及び携帯電話レンタルサービス利用規約編に基づく機器等の発送を契約者宅宛にする前日まで
契約者の料金負担はありません。
- (2) (1)の日より後で当社がコピーサービスに係る作業する前日まで
端末機器を契約者宅とサービス提供場間を移送するため運送費(往復分)
- (3) (2)の日より後の日である場合
料金表で定める基本料金と同額の料金を支払うものとします。

(契約者の当社に対する協力事項)

第11条 契約者は、当社がコピーサービスの提供に際し、当社に対して以下に定める協力をするものとします。

- (1) IDやパスワード、その他コピーサービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (2) 端末機器に重要な情報がある場合における、コピーサービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (3) 端末機器に機密情報がある場合について、コピーサービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (4) その他、コピーサービスの提供又は作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

(除外事項)

第12条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると判断する場合には、コピーサービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第5条（コピーサービスの提供条件）のいずれかの項目をみたさない場合。

- (2) 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、当社の作業等の実施が困難となる場合。
 - (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
 - (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。
- 2 契約者は、前項の規定により当社がコピーサービスの提供を行わない場合についても、別表に定める基本料金と同額の費用の支払いをするものとします。

（サービス完了後の対応）

第13条 コピーサービスの提供完了後1ヶ月以内に、明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、料金表に定める基本料金を返還するものとします。

（料金）

第14条 コピーサービスの料金は、別表に定めるものとします。

（料金の支払い）

第15条 契約者は、当社の指定する方法により、当社が定める期日までに料金を支払うものとします。

（延滞利息）

第16条 コピーサービスの料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

（責任の範囲）

- 第17条** 当社がコピーサービスを提供するにあたり当社の責めに帰すべき理由により、契約者に損害を与えた場合、当社は契約者に対し、料金表に定める基本料金を上限として賠償するものとします。
- ただし、第13条（サービス完了後の対応）の場合は、本条は適用しないものとします。
- 2 当社はコピーサービスの提供にあたり契約者の端末機器に保存されているデータの消失、棄損、改変等が発生しても保証等はい行いません。契約者は端末機器に保存されているデータ等のバックアップを予め作成するものとします。
- 3 契約者は、コピーサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任を負担させないものとします。
- 4 当社は、コピーサービス対象の運送中の事故（端末の紛失・故障など）について当社は関与せず、責任を負いません。

（非保証）

第18条 当社は、契約者に対するコピーサービスが正常に提供されることを保証するものではありません。また、コピーサービスが正常に提供できなかった場合においても、発生した費用について契約者は負担するものとします。

（著作権等）

- 第19条** 当社が、コピーサービスを提供するに当たって、契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア及び取扱マニュアル等を含みます。以下同じとします。）に関する著作権、著作者人格権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権その他の権利は、特段の規定の無い限り、当社又はコピーサービスの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項に定める提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
- (1) コピーサービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 当社が供給する一切の物品の複製、改変又は編集などを行わないこと。
 - (3) 当社又はコピーサービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

（権利義務の譲渡等）

第20条 契約者は、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

（個人情報の取扱い）

第21条 当社はコピーサービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下、本条では「個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社が（<http://mobile.rakuten.co.jp/policy/>）に定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から開示の請求があったときは、原則として開示します。
- 3 契約者は、前項の請求を行い、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要するものとします。

（合意管轄及び準拠法）

第 22 条 当社及び利用者は、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

- 2 本契約は、日本国法に準拠して解釈されるものとします。

料金表

1 基本料金

基本料金	5,000 円（税別）
------	-------------

備考：基本料金には、以下の費用及び料金を含みます。

ア 端末機器を契約者宅とサービス提供場間を移送するため運送費

イ 携帯電話レンタルサービス利用規約編第 8 条第 1 項(1)で定めるレンタル料金を含みます。

別表

1 データ移行が可能な端末機器

端末機器種別	備考
スマートフォン	Android OS Ver. 4.0 以降、iOS Ver. 4.0 以降のみ対象
フューチャーフォン (ケータイ)	2008 年 1 月 1 日以降に発売された日本メーカーの製品で、 SD カードを利用可能な機種のみ対象

上記のほか、以下の条件を満たす必要があります。

- 端末機器が正常に充電でき、電源が入り正常に動作する
- 端末機器の端末暗証番号によるロックが解除されている
- 端末機種の所有権が契約者にある
- 端末機器またはソフトウェアに日本国外仕様のものが含まれない
- 端末機器に違法コピーを含む違法なソフトウェアやデータが含まれない
- 旧端末機器で可能であった機能又はアプリケーションが新端末機器で利用可能
- 端末機器またはソフトウェアがウイルスやスパム等によって障害を起こしており、その障害が他に広がる、もしくは、感染する可能性がない
- 前記のほか、データ移行の障害となる事由が存在しない

2 移行対象のデータについて

データ種別	備考
アドレス帳(電話帳)	カテゴリー通りにコピーできない場合があります
メール	・カテゴリー通りにコピーできない場合があります ・一部のメールについてはコピーできない場合があります
画像	ファイル形式が JPG、GIF の画像のみ対象

上記を充たしても、以下の場合はデータ移行ができません。

- 日本語及び英語以外の言語が使用されているデータ
- 移行先の新端末機器のデータ容量を超えるデータ
- 当社にて破損していると判断したデータ
- 当社にて違法性の疑いがあるまたは違法入手の疑いがあると判断したデータ
- 前記のほか、技術的理由またはその他の事由により、当社が移行しないと判断したデータ

3 注意事項

本サービスでデータが移管できない場合、原因解析が目的ではないため、原因等の調査・解析及びこれらの事項に関する質問・保証には応じないものとします。

携帯電話レンタルサービス利用規約編

(目的)

- 第1条** この利用規約（本編では以下「本規約」という）は当社による携帯電話、SIMカード、電池パック、充電器、電源プラグ（以下総称して「機器等」という。）のレンタルサービスである「携帯電話レンタルサービス」（本編では以下「本レンタルサービス」という）の提供条件について定めます。
- 2 本レンタルサービスには、当社がレンタルする機器等を利用した、楽天モバイル SIM サービス利用規約に基づき電気通信サービス及びインターネットサービス（以下、総称して「楽天モバイルサービス」という）を含みます。楽天モバイルサービスに関して、本規約に定めのない事項については、楽天モバイル SIM サービス利用規約が適用されるものとし、当該規約と本規約とに齟齬がある場合、楽天モバイル SIM サービス利用規約が優先して適用されるものとします。
- 3 本レンタルサービスが使用可能な地域（以下「サービスエリア」という）は、日本国内における株式会社NTTドコモの営業地域とします。
- 4 本レンタルサービスの申込者は、楽天モバイルサービスに申し込みした者または契約締結済みの者に限るものとします。
- 5 申込者は、本規約その他当社がホームページ等において定める利用条件等を承諾し、本レンタルサービスを利用するものとします。

(個人情報の取扱いに関する方針)

- 第2条** 当社は、申込者等から取得した個人情報を当社の「個人情報の取扱いについて」の利用目的の範囲で利用するものとし、申込者等は承諾のうえ本レンタルサービスに申込みものとします。
- 2 当社は「個人情報の取扱いについて」、当社のホームページ(<http://mobile.rakuten.co.jp/policy/>)に定めます。

(本人確認書類等の提示)

- 第3条** 申込者等は本レンタルサービスの申込み、機器等の受取りの際に料金等の支払が必要なクレジットカードや本人確認書類を当社の求めに従い提示するものとします。申込者が当社からの当該要請に応じない場合には、本レンタルサービスの利用申込みを承諾しない場合があります。
- 2 当社は、本人確認書類を楽天モバイルサービスに係る当社のホームページに定めます。

(申込、契約の成立)

- 第4条** 本レンタルサービスの利用希望者（以下「申込者」という）が、本規約その他当社がホームページ等において定める利用条件を承諾のうえ当社所定の手続きによる利用申込みを行い、当社がその申込みを承諾した時点で、当社と申込者との間で、本レンタルサービスの提供に関する契約（本編では以下「本レンタル契約」という）が成立するものとします。
- 2 本規約は、当社と本レンタル契約を締結した者（以下、「契約者」という）との間の、本レンタルサービスの利用に係る一切の関係に適用されます。
- 3 当社は、前項に定める場合のほか、本規約第9条第1項に定める指定カード会社が申込者に関する当社からの料金等の請求の取り扱いを拒否した場合、申込者が当社との本レンタル契約に違反し若しくは違反する恐れがあるとき、又は機器等の在庫状況その他当社の業務の遂行上支障があると認めたときは、本レンタルサービスに係る利用申込みを承諾しない場合があります。
- 4 以下の者は本レンタルサービスの申込はできません。
- (1) 未成年者、被後見人、被保証人、被補助人（これらの者の法定代理人の承諾がある場合を除きます）

- (2) 申込者が指定したクレジットカードが、クレジットカード会社、金融機関等により利用停止処分が行われている者
 - (3) 過去に当社サービスに係る利用料金等の支払いを怠ったことがある者
 - (4) 過去に犯罪行為または犯罪に結びつくおそれのある行為を行った者
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団準備構成員、暴力団関係企業、総会屋、及びその他これらに準ずる者、並びにこれらの者でなくなった時から5年を経過しない者
 - (6) その他、当社が申込頂くことを不相当と判断した者
- 5 申込者が利用できる機器等は1台(セット)とします。

(機器等の利用期間及び引渡し、返却)

第5条 本レンタル契約に基づく本レンタルサービスの利用期間（以下「利用期間」という。）は、次のとおりとします。

- (1) 申込者が、機器等の引き渡しを受けた日を利用開始日とし、機器等の返却を当社にした日を利用終了日とします。
 - (2) 上記の利用開始日から利用終了日までの両日を含む期間を利用期間とします。
- 2 申込者は、第7条第2項で定める返却期限日を超えない日を利用終了日にするものとします。
- 3 本レンタル契約が本規約第7条第1項に基づき解除された場合、利用期間は当該解除日をもって終了するものとします。

(契約の解除)

第6条 当社は、機器等利用する契約者に次の各号に定める事由が生じたときは、契約者に対する事前の催告を行うことなく、直ちに機器等の通信回線の停止手続きを行い、本レンタル契約を解除することができるものとします。この場合、契約者は直ちに当社の指示に従い当社に機器等を返却するものとします。なお、本項に基づき本レンタル契約が解除されたことにより当社に発生した一切の損害及び費用は契約者の負担とします。

- (1) 本レンタル契約の申込みにあたって、虚偽の記載又は申告を行っていたことが判明したとき。
- (2) 当社が定める指定カード会社が申込者に関する当社からの料金等の請求の取扱いを拒否した場合。
- (3) 契約者の信用状態に重大な変化が生じ、本レンタル契約の継続が困難と当社が判断したとき。

(料金等)

第7条 契約者は、本レンタルサービスの対価として、以下に定める料金を本規約第9条に定める方法により当社に対して支払うものとします。

- (1) 機器等のレンタル料金（以下「レンタル料金」という。）
利用期間（利用開始日及び利用終了日の両日を含みます）中のレンタル料金をいい、料金表に定めるものとします。
 - (2) 通信料金（以下「通信料等」という。）
第5条で定める利用期間（次項で定める延滞料金が発生した日以降の利用終了日を含みます）に発生した通信料金をいい、当社が料金表に定める通信料等に基づき当社が算出します。
- 2 延滞料金の支払について
契約者は、返却期限日（スマートフォンデータコピーサービス利用規約編で定めるデータ移行完了後の新端末機器等を、当社が契約者宛に発送した日から7日以内とします。）を経過しても機器等が当社に到着しない場合は、機器等が当社に到着する日まで料金表に定める延滞料金を支払うものとします。発送した日から30日以内に当社に到着しなかった場合、当社は契約者が機器等を紛失したものとみなします。このとき、契約者は次条に基づき賠償金の支払等の責任を負うものとします。

(機器等の盗難、紛失、毀損)

第8条 契約者は、機器等につき盗難、紛失又は毀損が発生したときは、直ちに当社が別途定める連絡先にその旨を通知するものとします。この場合、当社は、料金表に記載する賠償金（以下「賠償金」という）を契約者に対して請求できるものとします。

なお、契約者が機器等の専用カードを止めている封を開封する行為も本項に定める機器等の毀損とみなし、この場合も、当社は契約者に対して賠償金を請求することができるものとします。ただし、軽微な毀損の場合、当社の裁量により請求額を減額することがあります。

- 2 前項の場合において、契約者が、前項に基づき機器等の盗難又は紛失の通知を行い、当社の承諾を得た場合、本レンタル契約は当該通知日をもって終了するものとします。但し、契約者が当該通知を行った後、当社が通信回線の停止手続を完了するまでの間に発生した通信料等は、契約者が負担するものとします。

また、契約者は、機器等につき盗難又は紛失が発生した場合、警察機関が発行する盗難、紛失証明書当社に提出するものとします。

(料金の支払い)

第9条 契約者は、レンタル料金、通信料等、賠償金その他本レンタル契約に基づく一切の債務（以下、あわせて「料金等」という）を当社が別途定めるカード会社（以下「指定カード会社」という）が発行するクレジットカードにより、当該指定カード会社の規約に基づき当社に対して支払うものとします。

- 2 指定カード会社が当社からの請求の取り扱いを拒んだ場合、当社は契約者に対し、請求書により料金等の請求を行うことができるものとし、この場合、契約者は、当社が別途定める期日までに、当社指定の銀行口座に振り込むことにより料金等の支払いを行うものとします。なお、当該支払時に発生する振込手数料は契約者の負担とします。

- 3 契約者は、前項に定める支払を当該請求に基づき料金等の支払いを行うものとします。

(禁止事項)

第10条 契約者は、本レンタルサービスを利用するにあたって犯罪行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為及び当社の業務に支障をきたす一切の行為を行わないものとします。

(契約者の義務)

第11条 契約者は、次に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 機器等の使用に際しては、当社が別途定める取扱説明書の記載内容。
 - (2) 機器等について、取り外し（機器等に予め差し込まれた専用カードを取り出す行為または機器等の専用カード差込口にあらかじめ貼付されているシールを剥がす行為を含む）、変更、分解及び損壊等の行為を行わないこと。
 - (3) 機器等に登録されている情報を読み出し、変更又は消去しないこと。
 - (4) 機器等に他の機械又は付加物等を取り付けないこと。
 - (5) 機器等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (6) 機器等につき、第三者に対する譲渡、転貸、担保設定その他一切の処分行為を行わないこと。
- 2 契約者は、本レンタルサービスに含まれる通信サービスとしてのショートメールメッセージ及び電子メールの送信にあたって、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 広告または宣伝の手段として送信する電子メールについて、表題の最前部に「未承諾広告」と表示させないように送信する行為
 - (2) 広告または宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があつたにもかかわらず、再度送信する行為
 - (3) 当社が大量と認める電子メールを実在しないメールアドレス又は番号へ送信する行為
 - (4) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信す

る行為

前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）又は特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の規定に違反して電子メールを送信する行為

（本レンタルサービスの制限）

第 12 条 本レンタルサービスの提供は、日本国内外の電気通信事業者によるサービスの中断若しくは停止等より 制限される場合があるほか、利用場所における電波状況や通信状況等により制限される場合があり、これらの場合において契約者に損害が生じても当社は一切の責任を負わないものとします。

（合意管轄及び準拠法）

第 13 条 当社及び契約者は、本レンタル契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2 本レンタル契約は、日本国法に準拠して解釈されるものとします。

（譲渡の禁止）

第 14 条 契約者は、本レンタル契約上の地位及び本レンタル契約上の権利又は義務につき第三者に対する譲渡、転貸、担保権設定その他一切の処分をすることができません。

（契約者の損害賠償負担）

第 15 条 契約者が本レンタルサービスの利用に関して、契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、契約者は生じた損害を賠償する責を負うものとします。

2 契約者が本レンタルサービスの利用に関して、第三者に損害を与えた場合、または第三者との間に紛争を生じた場合、契約者は自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

（当社が行う賠償範囲の限定）

第 16 条 当社の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、当社は契約者に生じた直接かつ通常の損害に対して本レンタルサービスの利用料金の範囲内で責を負うものとし、以下の各号に定める事象に起因する接続不具合が生じた場合、当社はその責を負わないものとします。

- (1) 契約者の機器の取扱や使用方法に起因する接続不具合。
- (2) 契約者保有機器等の仕様、操作、設定、機器の互換性等に起因する接続不具合。
- (3) 通信会社、接続事業者及びアプリケーション提供元等の都合に起因する接続不具合。
- (4) 契約者が機器等を使用する際の周囲の地形、建物等の障害物及びレーダー、家電製品等の電波干渉の影響に起因する接続不具合。
- (5) 天災地変等の不可抗力に起因する接続不具合。
- (6) その他、当社の責に依らない事由に起因する接続不具合。

（データ通信の公平な利用のための方針）

第 17 条 契約者は以下の事項を承諾するものとします。

- (1) ネットワーク品質の維持及び公平な電波利用のため、国内外の通信会社では短期間に大量のデータ通信を行ったと判断した場合、その回線に対して事前の通告なく通信量の制限を行う場合があります。そのためインターネットに接続できなくなる、または通信速度が落ちることがあります。
- (2) 前項の事由でモバイル通信機器等に利用制限が生じた場合、当社は一切の責を負わないものとし、契約者は利用料金等を当社に支払うものとします。

（本規約の変更）

第 18 条 当社は、必要が生じた場合は、適宜本規約を変更することができるものとし、本規約を変更した場合、契約者は、変更後の規定に従うものとします。当社は、当該変更を行う場合は、当社ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

料金表

1 第8条第1項(1)に定めるレンタル料金

レンタル端末名	レンタル料金
機器等（携帯電話、SIMカード、電池パック、充電器、電源プラグ）	スマートフォンデータコピーサービス利用規約編の料金表に定めるものとします。

2 本規約第8条第1項(2)に定める通信料等

サービス種別	発信料金
国内通話料金	楽天モバイルサービスの料金表に定める通信料金を適用します。
国際通話料金	

パケット通信料

1のレンタル料金に含めます。

SMS利用料

送 信	受 信
楽天モバイルサービスの料金表に定める通信料金を適用します。	無料

3 本規約第10条第1項に定める賠償金

SIM カード		
盗難・紛失・全損・破損	3,000 円	
携帯電話本体		
盗難・紛失・全損・破損	15,000 円	
付属品等		
電池パック	AC アダプタ	リアカバー
2,500 円	900 円	400 円

*本表に記載の賠償金は課税対象外となります。

4 本規約第8条第2項に定める延滞料金（1日あたり）

500 円

本表に記載の賠償金は課税対象外となります。

附則

実施時期

本規約は、2015 年 7 月 6 日より実施します。

附則

実施時期

この改定規定は、2015 年 8 月 1 日より実施します。

附則

実施時期

この改定規定は、2016 年 6 月 20 日より実施します。

附則

実施時期

この改定規定は、2019 年 4 月 1 日より実施します。